

令和6年度 工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人日本ボイラ協会広島支部島根駐在

建築物については一定の規模・請負金額の工事にあつては、2023年10月から建築物石綿含有建材調査者講習修了者に限り、事前調査を行わせることが新たに義務付けられました。一方、改正石綿規則が2023年1月11日に公布、2026年1月1日に施行となり、ボイラー・圧力容器等の工作物の解体工事・改修工事においては、工作物石綿事前調査者講習修了者にその調査を行わせることが義務付けられます。（罰則付きの義務）
工作物石綿事前調査者による調査が義務付けられる対象工作物は以下の通りです。

特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物

- ・ 炉設備（反応槽，加熱炉，ボイラー・圧力容器，焼却設備）
- ・ 電気設備（発電設備，配電設備，変電設備，送電設備）
- ・ 配管及び貯蔵設備
（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）
* 上水道管は除く

一般社団法人日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者講習の講習機関として東京労働局に登録（石13-19）し、工作物石綿事前調査者を養成する講習を実施していきます。協会本部の会場で開催されている講習映像と音声を、広島の講習会場にライブ配信するサテライト方式にて開催するものとします。講義終了後は協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。該当する調査を行う事業場の方は、この機会に是非とも受講をご検討ください。

【講習日時・場所・講習料等】

3日間とも時間厳守（遅刻、早退は認められません。最小催行人数10名とします）

1. 日時・会場

	講習(サテライト方式)	修了考査	会場
第1回	令和6年8月29日(木)~30日(金)	9月3日(火)	テクノアークしまね (松江市北陵町1番地)
第2回	令和6年12月12日(木)~13日(金)	12月16日(月)	
第3回	令和7年2月27日(木)~28日(金)	3月3日(月)	

2. スケジュール

		開場	受付	オリエンテーション	講習(質疑応答を含む)
1日目	講義	9:00	9:00~9:20	9:25~9:30	9:30~17:00
2日目	講義	9:00	9:00~9:20	9:25~9:30	9:30~15:45
					実機解説 15:55~16:25
3日目	修了考査	9:00	9:00~9:20	9:25~9:30	9:30~11:10

3. 講習料（消費税込み） 受講料 50,050円
テキスト代 会員 3,300円 一般 4,950円

<問い合わせ先>一般社団法人日本ボイラ協会広島支部島根駐在 〒690-0825 島根県松江市学園1丁目5番35号
TEL・FAX兼用:0852-22-4221 メール送信は当支部HP掲載のアドレスからお送りください。

【申込方法】

各講習初日の3か月前から2週間前必着で、受講申込書に所定の事項を記入し、受験資格証明に必要な書類を添えて下記のいずれかの方法でお申込みください。ただし、2週間前で10名に満たない場合は中止いたします。また、定員（15名）になり次第、締め切ります。受付状況はホームページに掲載しますので、ご確認のうえ、お申込みください。

- ① **持参** 島根駐在窓口へ受講申込書、受講資格証明に必要な書類、講習料を直接ご持参ください。
(受付時間：土日祝を除く9：00～17：00)
- ② **郵送** 現金書留で受講申込書、受講資格証明に必要な書類と講習料を同封の上、郵送ください。
※テキスト事前送付希望の場合は送料（中国四国5県660円、その他770円）を加算の上お送りください。
- ③ **振込** 講習料+テキスト送付手数料（事前送付希望の場合は）を次ページに示す口座にお振込みの上、**受領書（振込みが確認できるもの）と受講申込書、受講資格証明に必要な書類の原紙を郵送またはメール添付で送信してください。メールの場合は写真の解像度にご注意ください。**
 - ・各金融機関への振込手数料は、別途ご負担ください。
 - ・各金融機関の受領書を領収書の代わりにさせていただきますので、大切に保管下さい。
なお、正式な請求書・領収書が必要な方は申込書の連絡欄にその旨、ご記入ください。

※受講申込書に貼りつける写真について

修了証に使用します。写真を貼付した申込書（原本）を島根駐在まで送付してください。

- サイズ：縦30mm×横24mm
- 申込み前6ヶ月以内に撮影したもの
- 鮮明で変色のおそれのないもの。脱帽、上三分身（胸から上）、無背景の写真をご用意ください。
注意：次のような写真は撮りなおしていただく場合があります。
 - ・サングラスやヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
 - ・写真の品質に乱れのあるもの（画像の処理されているものや不鮮明なもの、傷があるもの）

【手続きの流れ】

1. **事前に広島支部島根駐在へお電話でお問合せ下さい。**（島根駐在TEL：0852-22-4221）
その後、受講申込書及び受講資格証明に必要な書類等を事前にFAXもしくはEメールでお送りください。
FAX：0852-22-4221（TEL兼用） メールアドレス：jba-shimane@ace.ocn.ne.jp
2. 島根駐在にて受講資格を確認後、資格の有無をご連絡いたします。
3. 上記①、②、③いずれかの方法により正式申込をお願いします。
4. 受領書（振込の場合）と受講申込書、受講資格証明等必要な書類を当方が受理しましたら折り返し受講票及び講習テキストを送付します。なお、必要な方には請求書・領収書類・テキストを同封します。
5. 講習受講（修了考査→採点→合格）
6. 修了証発行

【申込先】

- ・持参、郵送先 〒690-0825 松江市学園1丁目5番35号
一般社団法人日本ボイラ協会広島支部島根駐在（TEL：0852-22-4221）
- ・振込先 [銀行口座] 山陰合同銀行広島支店 普通預金口座 3668288
口座名義：一般社団法人日本ボイラ協会広島支部島根駐在
事務局長 寺垣内秀樹
(テラガウチヒデキ)

【備 考】

- ① 所定の時間を受講し、修了考査に合格した方に修了証を交付いたします（**全講習時間を受講しないと修了考査を受けることはできません**）。可否につきましては、修了考査後、メール又はお電話にて一週間以内にご連絡いたします。合格した方には、修了証を宅配便等にてお送りいたします。
- ② 修了考査が不合格の方につきましては、受講した年度末から2年の間に協会が実施する修了考査を2回に限り再受験（再受験料5,500円）する事が出来ます。詳細は不合格の方に発行する「受講証明書（未修了者用）」の送付時にご案内します。
- ③ 受講日の1週間前までに受講の中止を申し出られた場合は、受講料を返却いたします。（但し、テキストは買い取りとさせていただきます。）
- ④ 講習会当日、本人確認をさせていただきますので、**本人確認ができるもの**（運転免許証、マイナンバーカード等）**をご持参下さい**。
- ⑤ 通信トラブル等で配信ができなかった場合は、次回の日程に参加してもらうか、参加できない受講者には受講料を返却いたします。
- ⑥ 講習会場には無料の駐車場があります。公共交通機関は松江駅⇄テクノアークしまねのバスをご利用ください。公共交通機関は、松江駅⇄テクノアークしまねの市営バスをご利用ください。
- ⑦ 講習申込みにあたってお知らせ頂く個人情報、講習実施の目的以外に使用いたしません。

受講資格・証明書類の例

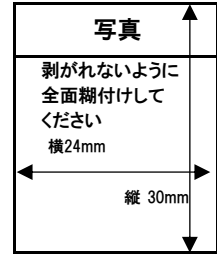
区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習 修了証 の写し
②	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	(1)大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上 の 職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による 短期大学 (修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上 の 職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による 短期大学 (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上 の 職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	(1)高等学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上 の 職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上 の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による 改正前 の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の 修了証 の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注) 5年以上 の 職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※(1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政 に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書
⑨	環境行政 (石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。

令和6年度 工作物石綿事前調査者講習

受講申込書



受講日	令和 年 月 日～ 日
-----	-------------

- ◆明確にご記入願います。(氏名は住民票の記載どおり正確にご記入ください。鉛筆書きは不可。)
- ◆修了証に旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という)の併記を希望しない場合は併記希望欄の「無」を、希望する場合は、「有」を○で囲み、併記を希望する旧姓等を記入し、戸籍謄本等確認できる書類を添付してください。
- ◆全体が暗いもの、不鮮明なもの、頭や顔が枠内に入りきらない等の写真は、取り替えていただくことがあります。ご了承ください。

(ふりがな) 受講者氏名			生年 月日	昭和 年 月 日	平成
	旧姓を使用した氏名または通称の併記の希望 有 / 無		併記を希望する氏名又は通称		
電話番号					
住 所	〒				※受講資格区分番号
事業場名				連絡担当者氏名	
	連絡担当者のメールアドレス:				
所在地	〒				担当者連絡先
					TEL
					Fax

※前頁の表から当てはまる受講資格区分番号を選んでください。

上記の通り、受講申し込みます。

年 月 日

一般社団法人日本ポイラ協会広島支部長 殿

↓【当支部記入欄】

連 絡 欄	受講料	50,050円		受付日	
	テキスト代 (該当に○)	協会会員 3,300円	一般 4,950円	納入日	
	テキスト事前 送付希望	事前送付希望 する ・ しない	テキスト送料	テキスト	発送日
	合 計	円		受講票	発送方法

様式1-2

◆受講資格区分番号「1」の方は以下の証明書の記入・提出は不要

受講申込者氏名		住所	
---------	--	----	--

勤務先名 及び 部課名	
所在地（番地）	
在職期間と実績年月数	年 月 ～ 年 月 （ 年 ヶ月）
工作物に関する職務内容	

計 年 ヶ月

事業場名称		連絡担当者氏名
所在地	〒	担当者連絡先
		TEL

本受講者は、上欄の職務内容のとおり工作物に関する実務経験を有することを証明します。

年 月 日

証 明 者
(事業者氏名)

印